

香芝市告示第256号

香芝市生殖補助医療費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月26日

香芝市長 三橋和史

香芝市生殖補助医療費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

香芝市生殖補助医療費助成金交付要綱（令和7年告示第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| (助成金の額等)<br>第4条 [略]<br>2～4 [略]<br>5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、診療等を受けた夫婦が離婚し、新たなパートナーと夫婦となった場合で、新たに診療等を受けたときは、それまでに受けた助成の回数は算定しない。     | (助成金の額等)<br>第4条 [略]<br>2～4 [略]<br>5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、診療等を受けた夫婦が離婚し、 <u>又は事実婚を解消し</u> 、新たなパートナーと夫婦となった場合で、新たに診療等を受けたときは、それまでに受けた助成の回数は算定しない。  |
| (交付申請等)<br>第5条 [略]<br>(1)・(2) [略]<br>(3) 医療保険各法の規定に基づく資格確認書等の写し又はマイナポータルの <u>医療保険の資格情報</u> を印字装置により出力したもの等で被保険者等であることが確認できるもの | (交付申請等)<br>第5条 [略]<br>(1)・(2) [略]<br>(3) 医療保険各法の規定に基づく <u>被保険者証、組合員証</u> 若しくは <u>加入者証</u> （有効期間が経過していないものに限る。）の写し若しくは資格確認書等の写し又はマイナポータルの <u>健康保険証等情報</u> を印字装置により出力したもの等で被保険者等であることが確認できるもの |
| (4) 限度額適用認定証の写し若しくは限度額適用認定の区分が確認できる資格確認書等の写し又はマイナポータルの <u>医療保険の資格情報</u> を印字装置により出力したもの等で限度額適用                                 | (4) 限度額適用認定証の写し若しくは限度額適用認定の区分が確認できる資格確認書等の写し又はマイナポータルの <u>健康保険証等情報</u> を印字装置により出力したもの等で限度額適用  |

| 改正案                                    | 現行                                    |
|--|---------------------------------------|
| 用認定の区分が確認できるもの<br>(5)～(8) [略]<br>2 [略] | 認定の区分が確認できるもの<br>(5)～(8) [略]<br>2 [略] |

[体裁の都合による空白ページ]

改 正 案

第1号様式（第5条関係）

[表面略]

添付書類

[略]

- 医療保険各法の規定に基づく資格確認書等の写し又はマイナポータルの医療保険の資格情報を印字装置により出力したもの等で被保険者等であることが確認できるもの
- 限度額適用認定証の写し若しくは限度額適用認定の区分が確認できる資格確認書の写し又はマイナポータルの医療保険の資格情報を印字装置により出力したもの等で限度額適用認定の区分が確認できるもの

[略]

現 行

第1号様式（第5条関係）

[表面略]

添付書類

[略]

- 医療保険各法の規定に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証（有効期間が経過していないものに限る。）の写し若しくは資格確認書等の写し又はマイナポータルの健康保険証等情報を印字装置により出力したもの等で被保険者等であることが確認できるもの
- 限度額適用認定証の写し若しくは限度額適用認定の区分が確認できる資格確認書の写し又はマイナポータルの健康保険証等情報を印字装置により出力したもの等で限度額適用認定の区分が確認できるもの

[略]

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。